

ICD 部会及び ICD 専門委員会における ICD-11 V 章に関する資料抜粋

1) 第7回社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会（2018年8月8日）資料3－1より抜粋

1. 統計法における ICD の位置付け

疾病及び関連保健問題の国際統計分類（International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems、以下「ICD」という。）について、我が国では、統計法に基づく統計基準として、ICD に準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」を告示し、統計法に基づく統計調査に使用している。

2. ICD-11 の日本適用にあたっての論点

2.1) 告示対象範囲及び和訳対象範囲について

（優先検討事項）

- ① 死亡・疾病統計用分類（MMS）の分類名（章・ブロック名を含め約 32,000）

※対象とする章も検討が必要（第1章～第26章（約 18,000）、第V章 生活機能評価の補助セクション（約 100）、第X章 エクステンション・コード：約 14,000）

- ② MMS の索引用語（約 10 万語（分類名を含む））

- ③ レファレンス・ガイド（ICD-10 第2巻総論に相当、約 300 頁超）

- ④ ウェブサイト上のユーザーガイド

- ⑤ インターフェイスなどウェブサイトを利用する上で必要なその他の情報

（上記の後の対応を検討するもの）

- ⑥ MMS の解説文（Description）等 ※当面、ウェブサイトは、日英混在となる

- ⑦ ファウンデーションに含まれるその他の情報

➔ ICD-11 の告示については、死亡・疾病統計分類（MMS）の分類表を基本とするが、第V章生活機能評価の補助セクション、第X章エクステンション・コードなど、ICD-10 の取り扱いとは異なる分類項目も盛り込まれていることから、WHO 等からの情報収集を進めつつ、分類項目の取り扱いや和訳を確認した上で、改めて告示範囲について検討してはどうか。

(中略)

3. ICD-11 の和訳について

- 日本医学会、日本歯科医学会等と連携し、ICD 専門委員会において案を作成し、2019 年 5 月 WHO 総会において提出される ICD-11 を確認した上で、ICD 部会に諮る。

2) 第 7 回社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会（2018 年 8 月 8 日）資料 3－3 より抜粋

ICD-11 の和訳について（案）

1. 和訳に当たっての基本方針

- ① ICD-11 の分類全体に共通する定型的な用語は、一貫性のある和訳とする。
- ② 直訳がふさわしくない又は一般的ではない場合は、意識を検討する。
※MMS の分類名に意識を充てる場合は、特に①に配慮する。
※意識に際しては、社会的な影響も考慮する一方で、用語の概念・範囲が変わることが無いように十分配慮する。
- ③ 訳語が複数ある場合は、同義語として追加することを検討する。
- ④ 直訳が、日本の臨床現場等で使用されておらず、翻訳することが却って混乱を招く可能性がある場合は、英語のまま残すことを検討する。

3) 第 21 回社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類専門委員会（2018 年 12 月 13 日）資料 2 より抜粋

和訳作業の進め方

(中略)

- 各章を主に担当する学会等は以下の案とするが、割り当てられていない章について確認し、意見提出することも可能。
- 本作業については、別途、日本医学会、日本歯科医学会等を通じて学会・団体にも意見照会を行う。

- 複数の学会等から意見をいただいた場合は、事務局において関係団体と適宜協議するなどして調整。

	章	主な担当（案）
01	Certain infectious or parasitic diseases	日本感染症学会、関係学会
	（中略）	
V	Supplementary section for functioning assessment	（生活機能分類専門委員会）
X	Extension Codes	関係学会 （薬物関係）日本薬理学会 （病理関係）日本病理学会 （外因関係）日本法医学会 等